

令和 2 年度 加古川市青少年問題協議会議案

と き 令和 2 年 7 月 9 日（木）午後 1 時 30 分

ところ 加古川市立青少年女性センター

4 階大会議室

目 次

1	加古川市青少年問題協議会委員名簿	1
2	加古川市青少年問題協議会幹事名簿	2
3	地方青少年問題協議会法	3
4	加古川市青少年問題協議会条例	5
5	加古川市青少年問題協議会条例施行規則	7
6	令和元年度基調提案を受けての報告事項	12

「加古川市の児童生徒のケータイ・スマホ等の利用実態と課題について」

加古川市少年愛護センター 所長 山下 純一

7	協議事項	
	(1) 令和2年度加古川市青少年健全育成基本方針（案）について	14
	(2) 令和2年度青少年健全育成重点施策の概要（案）について	16
	(3) 青少年健全育成に関わる組織図について	17
	(4) 令和2年度青少年健全育成に関する各所管担当事業について	18
8	令和2年度基調提案	24

「心に寄り添うきめ細やかな児童生徒へのサポートの実現に向けて」

加古川市教育相談センター 所長 嶋 基伸

9	ひょうご青少年憲章	26
10	児童憲章、加古川市民憲章	27

加古川市青少年問題協議会委員名簿

令和2年4月1日付

No.	氏 名	ふりがな	所 属 等	条例該当
1	立花 俊治	たちばな しゅんじ	加古川市議会議員	2条2項(1)
2	岡田 妙子	おかだ たえこ	加古川市議会議員	2条2項(1)
3	伊藤 裕文	いとう ひろふみ	兵庫県東播磨県民局長	2条2項(2)
4	近都 勝豊	きんつ かつとよ	兵庫県播磨東教育事務所長	2条2項(2)
5	大松 光寿	おおまつ みつひさ	加古川警察署長	2条2項(2)
6	小南 克己	こみなみ かつみ	加古川市教育長	2条2項(2)
7	後藤 強	ごとう つよし	加古川市社会教育委員	2条2項(2)
8	澤井 正志	さわい まさし	高等学校長代表（農業高等学校）	2条2項(2)
9	長瀬 弘之	ながせ ひろゆき	中学校長代表（浜の宮中学校）	2条2項(2)
10	大西 秀樹	おおにし ひでき	小学校長代表（鳩里小学校）	2条2項(2)
11	井部 浩司	いべ こうじ	加古川市福祉事務所長	2条2項(2)
12	坂田 重隆	さかた しげたか	加古川市町内会連合会	2条2項(3)
13	岡本 久美子	おかもと くみこ	加古川市女性団体連絡会	2条2項(3)
14	藤野 智之	ふじの ともゆき	加古川市PTA連合会	2条2項(3)
15	橋本 透	はしもと とおる	加古川市消防団	2条2項(3)
16	水田 利一	みずた としかず	加古川市社会福祉協議会	2条2項(3)
17	船原 恭子	ふなはら きょうこ	加古川市民生児童委員連合会	2条2項(3)
18	田中 あや	たなか あや	加古川市少年団指導者協議会	2条2項(3)
19	田代 睦美	たしろ むつみ	加古川市青少年団体連絡協議会	2条2項(3)
20	池田 勝己	いけだ かつみ	加古川市青少年育成連絡協議会	2条2項(3)
21	松本 嘉治	まつもと よしはる	加古川市人権・同和教育協議会	2条2項(3)
22	木下 恵介	きのした けいすけ	加古川保護区保護司会	2条2項(3)
23	清水 玲子	しみず れいこ	加古川市少年補導委員会	2条2項(3)
24	中山 慎一	なかやま しんいち	加古川医師会	2条2項(3)
25	関 千咲	せき ちさき	加古川商工会議所	2条2項(3)
26	藤原 広明	ふじわら ひろあき	加古川青年会議所	2条2項(3)
27	原 志津	はら しづ	兵庫大学	2条2項(3)
28	福島 規子	ふくしま のりこ	元小学校長	2条2項(3)

加古川市青少年問題協議会幹事名簿

令和2年4月1日付

No.	氏 名	ふ り が な	職名又は役職名	規則該当
1	山本 照久	やまもと てるひさ	教育指導部長	4条(1)
2	杉本 達之	すぎもと たつゆき	教育指導部次長	4条(1)
3	神吉 直哉	かんき なおや	教育指導部参事(学校教育担当)	4条(1)
4	福島 啓晃	ふくしま ひろあき	社会教育・スポーツ振興課長	4条(1)
5	松尾 光隆	まつお みつたか	学校教育課長	4条(1)
6	今津 幸央	いまづ ゆきお	青少年育成課長	4条(1)
7	稲岡 剛	いなおか つよし	教育総務課長	4条(1)
8	柴田 成久	しばた なりひさ	生徒指導担当者会代表(神吉中学校)	4条(2)
9	藪下 茂樹	やぶした しげき	高齢者・地域福祉課長	4条(3)
10	宮武 滋	みやたけ しげる	家庭支援課長	4条(3)
11	祖父江 秀彦	そぶえ ひでひこ	加古川警察署生活安全第二課長	4条(4)
12	大谷 博志	おおたに ひろし	加古川警察署生活安全第二課少年係長	4条(4)
13	山崎 香	やまさき かおり	市民部参事(兼)人権文化センター所長	4条(5)
14	真島 正則	まじま まさのり	こども政策課長	4条(5)
15	乗田 祐治	のりた ゆうじ	幼児保育課長	4条(5)

○地方青少年問題協議会法

(昭和 28 年 7 月 25 日)

(法律第 83 号)

第 16 回特別国会

第 5 次吉田内閣

改正 昭和 32 年 6 月 1 日法律第 158 号

同 33 年 5 月 10 日同第 144 号

同 37 年 4 月 16 日同第 77 号

同 41 年 3 月 31 日同第 16 号

同 43 年 6 月 15 日同第 99 号

同 58 年 12 月 2 日同第 80 号

平成 11 年 7 月 16 日同第 102 号

同 25 年 6 月 14 日同第 44 号

青少年問題協議会設置法をここに公布する。

地方青少年問題協議会法

(昭 41 法 16・平 11 法 102・改称)

(設置)

第 1 条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第 2 条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第4条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第5条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第6条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

○加古川市青少年問題協議会条例

昭和 56 年 4 月 1 日

条例第 9 号

改正 平成 12 年 12 月 22 日条例第 49 号

平成 25 年 12 月 25 日条例第 33 号

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）第 1 条の規定に基づき、加古川市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により任命又は委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 協議会に、専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第6条 協議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。

(幹事)

第7条 協議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(補則)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(加古川市青少年問題協議会条例の廃止)
- 2 加古川市青少年問題協議会条例（昭和 35 年条例第 17 号）は、廃止する。

附 則（平成 12 年 12 月 22 日条例第 49 号）

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 25 日条例第 33 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(加古川市附属機関の設置に関する条例の一部改正)
- 2 加古川市附属機関の設置に関する条例（昭和 32 年条例第 1 号）を次のように改正する。

第 1 条の表加古川市青少年問題協議会の項を削る。

○加古川市青少年問題協議会条例施行規則

昭和 56 年 4 月 1 日

規則第 10 号

改正 昭和 57 年 3 月 31 日規則第 10 号

昭和 57 年 6 月 30 日規則第 24 号

昭和 61 年 3 月 31 日規則第 7 号

平成 2 年 3 月 23 日規則第 4 号

平成 6 年 8 月 10 日規則第 31 号

平成 7 年 3 月 31 日規則第 14 号

平成 11 年 3 月 30 日規則第 18 号

平成 11 年 6 月 16 日規則第 41 号

平成 11 年 7 月 27 日規則第 49 号

平成 14 年 3 月 29 日規則第 18 号

平成 15 年 3 月 31 日規則第 22 号

平成 17 年 3 月 31 日規則第 17 号

平成 21 年 6 月 30 日規則第 49 号

平成 24 年 4 月 27 日規則第 39 号

平成 26 年 1 月 30 日規則第 3 号

平成 27 年 3 月 31 日規則第 30 号

平成 27 年 6 月 5 日規則第 46 号

令和元年 6 月 25 日規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、加古川市青少年問題協議会条例（昭和 56 年条例第 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項第 2 号に規定する委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 兵庫県東播磨県民局長
- (2) 兵庫県播磨東教育事務所長
- (3) 加古川警察署長
- (4) 加古川市教育長
- (5) 加古川市社会教育委員 1 人

- (6) 高等学校長代表 1人
- (7) 中学校長代表 1人
- (8) 小学校長代表 1人
- (9) 加古川市福祉事務所長

2 条例第2条第2項第3号に規定する委員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 次に掲げる団体からの代表

- ア 加古川市町内会連合会 1人
- イ 加古川市女性団体連絡会 1人
- ウ 加古川市PTA連合会 1人
- エ 加古川市消防団 1人
- オ 加古川市社会福祉協議会 1人
- カ 加古川市民生児童委員連合会 1人
- キ 加古川市少年団指導者協議会 1人
- ク 加古川市青少年団体連絡協議会 1人
- ケ 加古川市青少年育成連絡協議会 1人
- コ 加古川市人権・同和教育協議会 1人
- サ 加古川保護区保護司会 1人
- シ 加古川市少年補導委員会 1人
- ス 加古川医師会 1人
- セ 加古川商工会議所 1人
- ソ 加古川青年会議所 1人

(2) その他市長が適当と認める者 若干人

(会議)

第2条の2 協議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第3条 条例第6条第1項の規定による部会は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 企画調査部会
- (2) 施設環境部会
- (3) 青少年育成部会

(幹事)

第4条 条例第7条第2項に規定する関係行政機関の職員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 教育委員会事務局職員 7人以内
- (2) 学校教職員 2人以内
- (3) 福祉事務所職員 2人以内
- (4) 所轄警察署職員 2人以内
- (5) その他市長が特に必要と認める行政機関の職員 4人以内

(庶務)

第5条 この協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(加古川市青少年問題協議会条例施行規則の廃止)

- 2 加古川市青少年問題協議会条例施行規則（昭和35年規則第14号）は、廃止する。

附 則（昭和57年3月31日規則第10号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年6月30日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日規則第7号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月23日規則第4号）

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 8 月 10 日規則第 31 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 31 日規則第 14 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 30 日規則第 18 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 6 月 16 日規則第 41 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 7 月 27 日規則第 49 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日規則第 18 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日規則第 22 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 17 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 30 日規則第 49 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 27 日規則第 39 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 30 日規則第 3 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 30 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 6 月 25 日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項に規定する旧教育長が、同項の規定により引き続き教育長として在職する間は、この規則による改正前の青少年問題協議会条例施行規則第 2 条第 1 項の規定は、なお効力を有する。

附 則（平成 27 年 6 月 5 日規則第 46 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 25 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

令和元年度基調提案を受けての報告事項

■ 加古川市の児童生徒のケータイ・スマホ等の利用実態と課題について

加古川市少年愛護センター 所長 山下 純一

1 アンケート実施方法

令和2年4月1日から5月31日に小学校5年生以上の児童生徒（※1）、令和2年2月1日から3月3日に保護者（※2）を対象に実施

※1 新型コロナウイルス感染拡大緊急事態宣言による臨時休校により現在2割の学校で実施

※2 市南部・中部・北部に区切り、任意の学校（小学校3校・中学校3校の合計6校）で実施

2 アンケートの結果からみられる加古川市の児童生徒の利用実態と課題

- 全国・兵庫県と比較し、ケータイ・スマホの所持率は低いが、中学校3年生の所持率は7割以上。学年が進むにつれ所持率も上昇。
- インターネットにつながる機器を所持する児童生徒の約9割が、インターネットを利用。
- 利用内容は、動画や音楽の視聴、ゲーム、情報検索の利用が多数。学年が進むにつれSNS等のコミュニケーションツールの利用が急増。
- 利用時間は、学年が進むにつれ2時間以上の利用が増加。特に中学校3年生の65%以上が2時間以上利用。
- 小学生保護者の6割以上がフィルタリングを設定。中学生保護者の半数がスマホの所持を容認。保護者の1割以上がスマホ利用の指導に苦慮。
- 保護者が心配するスマホ問題は、学年が進むにつれ「学習への影響」を懸念。外出時の子どもの位置情報等の安全面は軽視。全学年共通のスマホ問題は、「課金や買い物」「有害情報サイトの利用」を心配。小学生保護者より中学生保護者の方が個人情報や誹謗中傷等のネット上のトラブルを懸念。
- トラブルの経験のある児童生徒は、小学校5年生の約13%から中学校3年生の約46%に段階的に増加。中学生の特徴は遅い時間のメール、小学生の特徴は課金。保護者は課金についての認識が少ない。少数であるが中学生が見知らぬ人とやり取りをして会いに行っている状況があるが、保護者の認識は0件。

※ 数値は、5月31日現在の集計による。

3 学校・教育委員会で把握した利用実態と課題

○ネットトラブル件数	H27	15件（小…1件、中…14件）
	H28	20件（小…1件、中…19件）
	H29	45件（小…11件、中…34件）
	H30	51件（小…8件、中…43件）
	R元	104件（小…19件、中…85件）

過去5年間で、年々増加傾向にある。また、平成30年度から令和元年度にかけて倍増している。

中学生ではアカウントの乗っ取りや画像流出等、ネット上の誹謗中傷等のいじめ事案が、小学生では安易に写真を撮り、許可なくUPする事案が目立つ。

4 今年度の取組

○ 上記2、3の課題を踏まえ、下記の取組を行う。

- (1) アンケート結果から、それぞれの項目の傾向・内容周知の為に保護者へのさらなる啓発活動を行う。
- (2) 児童生徒対象の情報モラル教室で、フィルタリングやネットトラブルの防止の為に、具体例を丁寧に説明することにより、危険性等について十分な理解を進めるよう啓発活動を行う。
- (3) ネットパトロールの実施で、児童生徒の行動傾向をさらに理解し、新たな課題に対する取組を推進する。
- (4) 家庭・学校が連携し、児童生徒に対してネットの危険性があることを伝えながら、児童生徒が安心・快適に利用できるよう指導する。また、リアル（現実）の素晴らしさを伝え、自分の未来を考える力、命を大切にする力を育む取組を推進する。

5 ネットパトロールの概要

- (1) 児童生徒は、インターネットへの依存傾向が強くなっていることが考えられることから、専門機関と連携し、ネット依存やSOSの発見・不適切な書き込み等を早期に発見し、児童生徒に適切な指導を行うとともに、犯罪やトラブルに巻き込まれないようにネットパトロールを実施する。
- (2) 専門機関の監視員が、随時ネットパトロール（Twitter や Instagram 等を検索）を行い、月1回実施する情報交換会で活動報告・助言等を行う。ただし、緊急度が高いと思われる事案を発見した際は、速やかに教育委員会に報告し迅速に対応する。一般的に公開されている情報のみを検索している。情報交換会で、ネット依存やSOSの発見・不適切な書き込み・画像の投稿等報告された場合は、各学校の管理職並びに生徒指導担当教員へ情報提供を行っている。

現在、新型コロナウイルスの関係で、アンケート未実施校があります。集計結果は、全学校のアンケート集計後に委員へ送付します。

令和2年度加古川市青少年健全育成基本方針

次代を担う青少年が、健やかでたくましく、のびのびと育つことは、すべての人々の願いであり、本市の将来の都市像である「いつまでも住み続けたい ウェルネス都市 加古川」の実現を図るうえで非常に重要です。

近年、青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しており、家庭の教育力の低下や地域の連帯感の希薄化などが指摘されております。加えて、ケータイやスマホの急激な普及によるSNS※トラブルやいじめが深刻な社会問題となっており、青少年健全育成の観点から憂慮すべき状況にあります。

また、今年は新型コロナウイルス感染拡大により、学校園が長期休業措置をとり、その後分散登校を行うなど、子どもたちは、これまでに経験したことのない環境に置かれています。このような中、生活リズムの乱れによる不登校、ネット依存やSNSトラブル等に巻き込まれることを懸念するところです。さらにSNSを介した誹謗中傷等のネットいじめが増加傾向にあります。

そこで本市では、大切な子どもを守るために、子どもの心に寄り添った取組を推進するとともに、昨年度に引き続き「加古川市いじめ防止対策改善基本5か年計画」に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」を図り、自他の命を大切にすることが豊かな子どもの育成に努めてまいります。加えて、子どもの学びや育ちをつなぐ「中学校区連携ユニット12」を積極的に活用し、学校園・家庭・地域が連携した取組を進めます。

さらに、家庭・地域並びに行政がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、教育機能を十分発揮しながら、相互の連携と協働を図り、地域総がかりで青少年が健やかに育つことのできる環境づくりに取り組んでまいります。

※SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略

インターネット上で人と人のつながりを支援するサービスのこと

加古川市では、加古川市青少年健全育成基本方針を受け、学校園・家庭・地域において、次の取組を行います。

学校園

学校園におけるすべての教育活動を通して、「ともに生きるこころ豊かな人づくり」を基本理念として、子ども一人一人の「生きる力」を育むことに努めます。

【具体的な取組】

- 子どもたちの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育みます。
- 命を大切に、心豊かな子どもの育成を目指す『いのちと心サポート事業』（学校生活適応推進事業、家庭教育支援相談事業、いのちと心サポート教育研究事業）を推進します。
- いじめや不登校、問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組を推進します。
- 子どもたちの安全・安心を確保し、だれからも信頼される教育の環境づくりに努めます。

家庭

家庭教育はすべての教育の出発点であり、教育基本法第10条で、子どもの教育については、保護者に第一義的責任があることが規定されています。

家庭においては、子どもの成長に果たす家庭の役割やその重要性、とりわけ親の責務を認識し、日々の家庭生活の中での継続した教育や躰に取り組めます。

【具体的な取組】

- 「早寝・早起き・バランスの取れた朝ごはん運動」などを推進し、子どもたちに基本的な生活習慣を身につけさせます。
- 家庭での役割を分担し、お手伝いを通して子どもたちに勤労の尊さを学ばせます。
- 年長者を敬う気持ちや、人を思いやる気持ちを育てます。
- 家族全員が協力して、子どもの家庭教育にあたります。

地域

地域の結びつきを深め、青少年の社会参加を促進するとともに、「地域の子どもは地域で守り育てる」という視点から、地域ぐるみで子どもを育む教育の推進に取り組めます。

【具体的な取組】

- 地域ぐるみで学校園を支援する活動を通して、地域の教育力を高め、地域総がかりで子どもたちを健やかに育みます。
- 地域の伝統的な文化やくらし、遊び等を伝えていく青少年団体活動への支援と参加を促進します。
- 住民一人一人の危機管理や防犯意識の高揚を図ります。
- 痴漢・変質者、凶悪事件等に備えるため、地域防犯のネットワーク化を図ります。

青少年の健全育成に携わる行政関係課は、加古川市青少年健全育成基本方針のもと、学校園・家庭・地域をサポートしていく責務があり、関係諸機関・諸団体との有機的な連携を図りながら、「安心して暮らせるまちづくり」「心豊かに暮らせるまちづくり」を推進するため、直接・間接的に様々な事業を展開していきます。

◆令和2年度青少年健全育成重点施策の概要◆

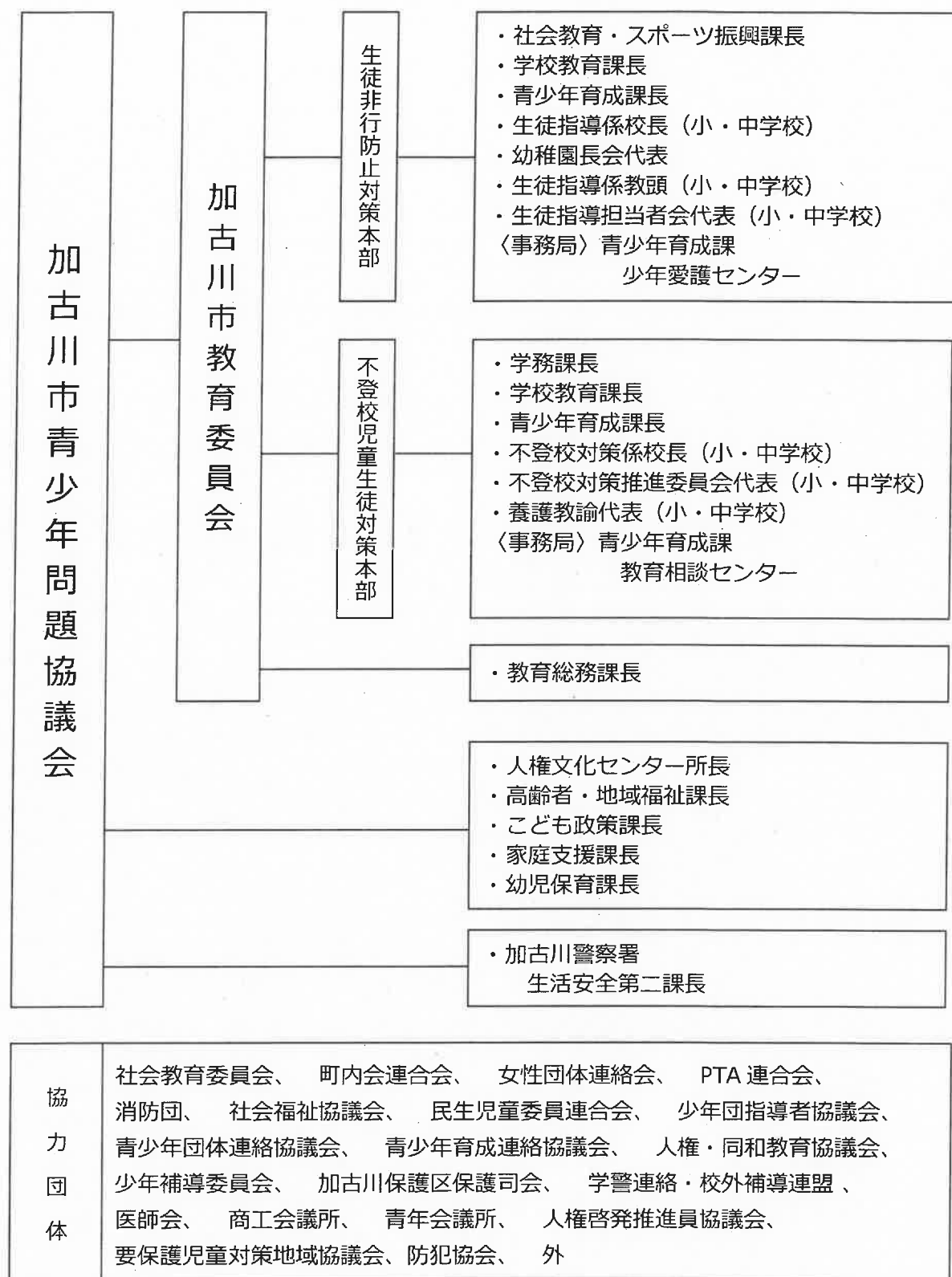
● 重点目標 ●

青少年の自立を目指し、その自己実現を促すため、学校園・家庭・地域社会及び関係機関の緊密な連携のもと、よりよい環境の創造と青少年の健全育成及びその支援体制の強化を図る。

また、青少年が社会の一員として役割を果たせるよう、地域総がかりで青少年を育成するという市民意識の高揚に努める。

基本目標	施策								
1 青少年施策の推進体制の充実	<table> <tr> <td>(1) 青少年施策の総合調整</td><td>… 青少年育成課</td></tr> <tr> <td>(2) 地域活動の連帯強化</td><td>… 青少年育成課</td></tr> </table>	(1) 青少年施策の総合調整	… 青少年育成課	(2) 地域活動の連帯強化	… 青少年育成課				
(1) 青少年施策の総合調整	… 青少年育成課								
(2) 地域活動の連帯強化	… 青少年育成課								
2 青少年活動の強化	<table> <tr> <td>(1) 青少年団体活動の振興と参加促進</td><td>… 青少年育成課</td></tr> <tr> <td>(2) 青少年活動の指導者養成</td><td>… 青少年育成課</td></tr> <tr> <td>(3) 青少年の交流活動の推進</td><td>… 青少年育成課</td></tr> </table>	(1) 青少年団体活動の振興と参加促進	… 青少年育成課	(2) 青少年活動の指導者養成	… 青少年育成課	(3) 青少年の交流活動の推進	… 青少年育成課		
(1) 青少年団体活動の振興と参加促進	… 青少年育成課								
(2) 青少年活動の指導者養成	… 青少年育成課								
(3) 青少年の交流活動の推進	… 青少年育成課								
3 青少年の自立の支援	<table> <tr> <td>(1) 教育相談活動の充実</td><td>… 青少年育成課</td></tr> <tr> <td>(2) 不登校対策の推進</td><td>… 青少年育成課</td></tr> <tr> <td>(3) 有職・無職少年対策の推進</td><td>… 青少年育成課</td></tr> <tr> <td>(4) 自殺予防教育の推進</td><td>… 青少年育成課</td></tr> </table>	(1) 教育相談活動の充実	… 青少年育成課	(2) 不登校対策の推進	… 青少年育成課	(3) 有職・無職少年対策の推進	… 青少年育成課	(4) 自殺予防教育の推進	… 青少年育成課
(1) 教育相談活動の充実	… 青少年育成課								
(2) 不登校対策の推進	… 青少年育成課								
(3) 有職・無職少年対策の推進	… 青少年育成課								
(4) 自殺予防教育の推進	… 青少年育成課								
4 青少年の非行防止対策の強化	<table> <tr> <td>(1) 補導活動の強化</td><td>… 青少年育成課</td></tr> <tr> <td>(2) 少年非行相談活動の充実</td><td>… 青少年育成課</td></tr> <tr> <td>(3) 環境浄化の推進</td><td>… 青少年育成課 高齢者・地域福祉課</td></tr> <tr> <td>(4) 非行防止活動の強化</td><td>… 青少年育成課</td></tr> </table>	(1) 補導活動の強化	… 青少年育成課	(2) 少年非行相談活動の充実	… 青少年育成課	(3) 環境浄化の推進	… 青少年育成課 高齢者・地域福祉課	(4) 非行防止活動の強化	… 青少年育成課
(1) 補導活動の強化	… 青少年育成課								
(2) 少年非行相談活動の充実	… 青少年育成課								
(3) 環境浄化の推進	… 青少年育成課 高齢者・地域福祉課								
(4) 非行防止活動の強化	… 青少年育成課								
5 幼児・児童・生徒の生きる力の育成	<table> <tr> <td>(1) 就学前教育の推進</td><td>… 教育総務課 幼児保育課</td></tr> <tr> <td>(2) 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成</td><td>… 学校教育課</td></tr> <tr> <td>(3) 校種間連携の推進</td><td>… 学校教育課</td></tr> </table>	(1) 就学前教育の推進	… 教育総務課 幼児保育課	(2) 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成	… 学校教育課	(3) 校種間連携の推進	… 学校教育課		
(1) 就学前教育の推進	… 教育総務課 幼児保育課								
(2) 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成	… 学校教育課								
(3) 校種間連携の推進	… 学校教育課								
6 家庭教育・子育て支援の推進	<table> <tr> <td>(1) 家庭・地域教育の支援</td><td>… 社会教育・スポーツ振興課</td></tr> <tr> <td>(2) 要支援家庭への支援</td><td>… 家庭支援課</td></tr> <tr> <td>(3) 子育て支援の推進</td><td>… こども政策課 家庭支援課</td></tr> </table>	(1) 家庭・地域教育の支援	… 社会教育・スポーツ振興課	(2) 要支援家庭への支援	… 家庭支援課	(3) 子育て支援の推進	… こども政策課 家庭支援課		
(1) 家庭・地域教育の支援	… 社会教育・スポーツ振興課								
(2) 要支援家庭への支援	… 家庭支援課								
(3) 子育て支援の推進	… こども政策課 家庭支援課								
7 青少年の体力づくりの推進	<table> <tr> <td>(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進</td><td>… 社会教育・スポーツ振興課</td></tr> <tr> <td>(2) 暮らしの中の体力づくりの推進</td><td>… 社会教育・スポーツ振興課</td></tr> </table>	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進	… 社会教育・スポーツ振興課	(2) 暮らしの中の体力づくりの推進	… 社会教育・スポーツ振興課				
(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進	… 社会教育・スポーツ振興課								
(2) 暮らしの中の体力づくりの推進	… 社会教育・スポーツ振興課								
8 「いのちと人権」を尊重する人権文化の創造	<table> <tr> <td>(1) 人権尊重のまちづくりに向けた各種団体相互の連携と組織的、計画的な推進</td><td>… 人権文化センター</td></tr> <tr> <td>(2) 互いの人権が尊重される人権教育の推進</td><td>… 学校教育課 人権文化センター</td></tr> <tr> <td>(3) 人権相談活動の推進</td><td>… 人権文化センター</td></tr> <tr> <td>(4) いじめ対策の推進</td><td>… 青少年育成課 学校教育課</td></tr> </table>	(1) 人権尊重のまちづくりに向けた各種団体相互の連携と組織的、計画的な推進	… 人権文化センター	(2) 互いの人権が尊重される人権教育の推進	… 学校教育課 人権文化センター	(3) 人権相談活動の推進	… 人権文化センター	(4) いじめ対策の推進	… 青少年育成課 学校教育課
(1) 人権尊重のまちづくりに向けた各種団体相互の連携と組織的、計画的な推進	… 人権文化センター								
(2) 互いの人権が尊重される人権教育の推進	… 学校教育課 人権文化センター								
(3) 人権相談活動の推進	… 人権文化センター								
(4) いじめ対策の推進	… 青少年育成課 学校教育課								

青少年健全育成に関わる組織図



令和2年度 青少年健全育成に関する各所管担当事業

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年どおり実施できない事業があります。

※ ●：中止 ▲：規模縮小 ■：延期 ★：検討中

所 管 名	事 業 名
青少年育成課	1 青少年健全育成事業 (1) 青少年育成連絡協議会活動の推進 ▲ ① 全市大会・中学校区大会の実施 ② 「子どもを守る110番の家」の啓発、加入促進 (2) 青少年団体連絡協議会活動事業の推進 ● ① お手紙事業「私からのメッセージ」の募集 ② 若い夢フェスティバルの開催 (3) 県子ども会連合会加入補助事業 2 青少年活動支援事業 (1) 少年団活動の振興 ▲ ① 連合少年団オセロゲーム大会の実施 ② 少年団指導者研修会 ③ 少年団正副団長研修会 ④ 青少年活動への助言・指導 3 青少年問題協議会運営事業 (1) 市青少年問題協議会幹事会 (2) 市青少年問題協議会 ● 4 家庭教育支援相談事業 (1) 教育相談（面接・電話・訪問相談） 子どもの教育上の諸問題（いじめ、不登校、友人関係、学習、進路、発達、子育て、苦情、要望、心のケア等）に関する相談 (2) 要保護児童対策 5 不登校児童生徒適応指導事業 不登校児童生徒に対する継続的な適応指導や体験活動を通じた適応指導 (1) 適応指導教室「わかば教室」、自立支援教室「ふれ愛教室」、小集団体験活動「アタック・ゴー」、体験活動「ピア・スペース」の実施 ▲ (2) 不登校児童生徒対策本部会の開催 ▲ (3) 不登校対策推進委員会の実施 ▲ (4) 子どもの不登校を考える親のつどい（「あすなろ会」）支援 ▲ (5) 子どもの不登校を考えるつどいの実施 ● 6 メンタルサポート事業 7 学校生活適応推進事業 (1) 学校生活に関するアンケート（アセス）の実施 (2) 心の相談アンケートの実施及び教育相談の推進 (3) 学校生活適応推進研修会の実施 ▲ (4) 自殺予防教育の推進 ■ 8 いじめ防止対策評価検証委員会運営事業 (1) いじめ防止対策評価検証委員会の設置及び運営 ▲ 9 スクールソーシャルワーカー活用事業 10 スクールサポートチーム活用事業 11 少年補導・相談事業 (1) 少年愛護センター運営協議会 ▲

※ ●：中止 ▲：規模縮小 ■：延期 ★：検討中

所 管 名	事 業 名
青少年育成課	(2) 加古川市少年補導委員会 ▲ ① 地区別街頭補導活動 ② 特別補導 ③ 広域合同補導（東播磨ブロック） ④ 総会・役員会・理事会（事業・研修・広報部会） (3) 学警連絡・校外補導連盟会議（理事会・委員会）、小中高大学生徒指導研修会 ▲ (4) 合同補導（毎月10日）▲ (5) 少年相談活動（電話・面談・訪問相談） 12 有害環境浄化及び健全育成事業 (1) 「少年をまもる店」協力店加入運動の推進 (2) 危険箇所・有害環境調査の実施と改善、浄化活動 (3) 有害図書追放運動の推進（白ポストによる回収活動） (4) 少年善行賞表彰 ★ 13 青少年対策事業 (1) 生徒非行防止対策本部委員会（委員会の運営）▲ (2) 加古川市・加古郡中学校生徒指導担当者会（月1回）▲ (3) 明石市西部・加古郡・加古川市東部中学校生徒指導連絡会（年2回）▲ (4) 加古川市西部・高砂市中学校生徒指導連絡会（年2回）★ (5) 加古川市小学校生徒指導研究部会（4ブロック）▲ (6) 有職・無職少年対策事業（青少年追相談員制度）▲ (7) 青少年健全育成街頭啓発キャンペーン ★ (8) 広報啓発活動
社会教育・ スポーツ振興課	<社会教育・スポーツ振興課事業> 1 地域コミュニティ活性化の推進 (1) 世代間交流学習会の開催（町内会、小学校区）★ 2 生涯学習事業の推進 (1) 成人式事業の実施（記念式典、社会貢献事業、同窓会事業）★ 3 家庭・地域教育の支援 (1) 家庭教育大学の開設（全市研修会、中学校区内連携実施事業、単位PTA実施事業）● (2) 障がい児(者)家庭教育学級の開設（公民館エリア等）★ (3) 家庭教育啓発パンフレット「家庭教育1、2、3」の発行・配布 4 総合的な放課後対策事業「放課後子ども総合プラン」の推進 (1) 児童クラブの運営（78箇所） (2) 放課後子ども教室の実施（28小学校、12公民館）■ 5 スポーツ・レクリエーション活動の推進 (1) 総合型地域スポーツクラブ（12公民館エリア、31クラブ）の発展に向けた支援 (2) スポーツライフセミナーの開催（小学校コース、エンジョイコース）★ 6 スポーツ事業の実施 (1) 加古川スポーツカーニバルの開催 ★ (2) 加古川カップ綱引大会の開催 ★ (3) 体育協会健康・体力づくり事業の実施 ★ (4) 障がい者スポーツの普及啓発 ★ <公民館事業> 地域子育て創生事業 1 乳幼児対象 (1) 子育てサークルへの支援（登録団体等）■ (2) 読み聞かせ、お話会の実施 ■

※ ●:中止 ▲:規模縮小 ■:延期 ★:検討中

所 管 名	事 業 名
社会教育・ スポーツ振興課	2 小学生対象 (1) 親子体験教室の実施(陶芸、クッキング等) ■ (2) 子ども伝統文化教室の実施(琴教室、伝統年中行事の継承) ■ (3) 子どもスポーツ教室の実施(卓球教室) ■ (4) 子ども教室(囲碁、絵画、造形、陶芸、英会話、将棋の各教室) ■ 3 中学生・高校生対象 (1) 居場所づくり ■ 4 その他 (1) 公民館ロビーでのギャラリー実施 ■ (2) 母と子のオープンルーム(母親学級) ■
学校教育課	1 中学校区連携ユニット12 推進事業 (1) 就学前から小学校・中学校までの連続した学びの推進 (2) 青少年関係団体・機関との連携強化 (3) 学校園支援ボランティアの活動推進 (4) 「加古川市就学前教育カリキュラム」に基づいた保育の実践 2 地域とともにある学校づくり推進事業 (1) 学校運営協議会の設置、運営 (2) 学校・家庭・地域が協働する学校支援活動の推進 3 ふれあい保育「親育ち」応援事業 (1) 地域に開かれた園づくりの推進(ふれあい保育、子育て講座) ■ 4 新学習システムの推進 (1) 小学校1・2・3・4年生における35人学級の実施 (2) 兵庫型教科担任制 (3) 少人数指導 5 英語活動支援事業 (1) 小学校3・4年生外国語活動、5・6年生外国語、中学校にALT配置 (2) 保育園・こども園・幼稚園にALT配置 6 研究開発事業、未来を拓く学び推進事業、ことばの力総合推進事業、いのちと心サポート教育研究事業 (1) 主体的・対話的で深い学びの研究 (2) 協同的探究学習に基づく授業実践 (3) 「ことばの力」育成プログラムの研究推進 (4) いのちと心の教育の推進 7 兵庫型体験活動の推進 (1) 環境体験事業(小学校3年生)の実施 ▲ (2) 自然学校推進事業(小学校5年生)の実施 ▲ (3) わくわくオーケストラ(中学校・加古川養護学校中学部1年生)の実施 ■ (4) トライやる・ウィーク推進事業(中学校・加古川養護学校中学部2年生)の実施 ▲ (5) 自然体験活動推進事業(加古川養護学校生)の実施 ■ 8 学校ウェルネス促進事業 (1) かこがわウェルネス手帳の活用 (2) 食育、健康教育の推進

※ ●：中止 ▲：規模縮小 ■：延期 ★：検討中

所 管 名	事 業 名
学校教育課	9 文化・体育活動推進事業 (1) 小学校陸上記録大会 ● (2) 小・中学校連合音楽会、小学校管楽器交歓演奏会 ● (3) 小中学生作品展（美術展、書写展、理科作品展） ● 10 特別支援教育推進事業、特別支援教育児童生徒サポート事業 (1) 特別な支援や配慮を要する子どもへの教育の推進 (2) 障がいの状態や特性に応じた指導、校園内支援体制の充実 (3) 個別の教育支援計画等の作成と活用 (4) 補助指導員、スクールアシスタントの配置 11 人権教育の推進 (1) 児童生徒支援教員の配置 (2) 子ども多文化共生サポーター及び外国人児童生徒サポート員の配置 (3) 人権教育研修会の開催 12 心の絆プロジェクト事業 (1) 児童会、生徒会を中心にした心の絆を深める自主的・自発的活動の推進 (2) 仲間とつながり、自他の命と心を大切にする活動の推進 13 いじめ防止啓発事業 (1) いじめ防止啓発ポスター・標語の募集 (2) いじめ防止啓発月間の設置
教育総務課	就学前教育の推進 <教育総務課> 1 市立幼稚園での就学前教育の提供 2 望ましい就学前教育のあり方の検討 3 子育て応援事業の推進 4 一時預かり事業の推進
幼児保育課	<幼児保育課> 1 幼児期の発達の特性に応じた教育・保育の提供 (1) 市立保育所・認定こども園の設置、運営 (2) 私立保育所、認定こども園等に対する運営費の支弁 2 地域子ども・子育て支援事業の実施 (1) 延長保育事業 (2) 一時預かり事業 (3) 病児・病後児保育事業 3 障がい児保育事業の実施
人権文化センター	1 人権教育啓発の推進 (1) 人権を大切にする市民運動 (2) 人権啓発標語・キャッチコピー・ポスター・人権マークの募集 (3) 啓発紙誌の編集・発行（人権の絵手紙カレンダー、人権文化センターだより、広報かこがわ等） (4) かこがわハートフルフェスタ（人権に関わりのある映画による人権啓発） ● (5) ウィンターステージ（映画による人権啓発） ● (6) 人権ひろば（市内 12 公民館エリアで人権講演会を実施） ● 2 人権相談 (1) 人権相談専用ダイヤル（平日 9：00～19：00、土曜日 9：00～17：00） (2) 各公民館で月 1 回の巡回人権相談 (3) 人権擁護委員が担当する人権相談の紹介 (4) 各課が行う相談事業の紹介

※ ●：中止 ▲：規模縮小 ■：延期 ★：検討中

所 管 名	事 業 名
高齢者・地域福祉課	地域福祉の増進及び明るい地域社会づくりの推進 1 加古川市民生児童委員連合会 青少年の健全育成に係る個別相談を行うとともに、地域での見守り体制を支援 (1) 育児支援標語及びポスターの募集 (一部●) (2) 地域福祉標語等の募集 (3) 「ゆうあい年賀」はがきの製作、配布 (4) 児童委員・主任児童委員活動の支援 2 加古川保護区保護司会 (1) 「社会を明るくする運動」実施委員会を設置し、街頭啓発等にて周知徹底 ★ 3 加古地区更生保護女性会 (1) 更生保護施設・矯正施設収容者への援助・協力 (2) 地区保護司会に協力し、青少年の更生を支援
こども政策課	1 子ども・子育て支援の推進 (1) 子ども・子育て支援事業計画に基づく取り組みの点検・評価及び推進 (2) 子ども・子育て会議 (3) 実務担当者会議の開催 2 地域子ども・子育て支援事業の実施 ▲ (1) 加古川駅南子育てプラザ・東加古川子育てプラザ (2) ファミリーサポートセンター (3) 志方児童館
家庭支援課	1 要支援家庭への支援 (1) 家庭児童相談事業 (2) 加古川市要保護児童対策地域協議会 ① 代表者会議、連絡会議、事例検討会議、実務者会議の開催 ② 幼小中学校園、認定こども園、保育園との情報交換会の実施 ★ (3) 子育て家庭ショートステイ事業 (4) 養育支援訪問事業 2 子育て支援の推進 (1) 児童手当、児童扶養手当の支給 3 母子及び父子並びに寡婦福祉事業 (1) 母子・父子相談及び自立支援に向けた情報提供、指導、支援 4 子どもの貧困対策の事業推進

※ ● : 中止 ▲ : 規模縮小 ■ : 延期 ★ : 検討中

所 管 名	事 業 名
加古川警察署	1 少年非行防止活動 (1) 春・夏休み期間中における初発型非行等の防止 (2) 家出少年発見保護活動の強化 (3) こどもの福祉を害する犯罪の取締り強化 (4) 少年に手を差し伸べる立直り支援活動の実施 (5) サイバー犯罪防犯教室、非行防止教室の積極的開催 ★ (6) 少年相談の促進と個別指導の強化（東播少年サポートセンターとの連携強化） 2 薬物乱用防止 (1) 小・中学生を対象とした薬物乱用防止教室の積極的開催 ★ (2) 少年の薬物乱用防止に向けた広報・啓発活動の推進 3 その他 (1) 幼児・児童・生徒を対象とした交通安全教室の開催 (2) 小学生作文全国コンクール「わたしたちのまちのおまわりさん」募集 (3) トライやる・ウィークの受入れ ★

■ 心に寄り添うきめ細やかな児童生徒へのサポートの実現に向けて

加古川市教育相談センター 所長 嶋 基伸

1 児童生徒へのサポート体制 (※次項参照)

児童生徒を支える人的リソースとして、学校にはメンタルサポーター (MS)、スクールソーシャルワーカー (SSW)、スクールカウンセラー (SC)、スクールアシスタント (SA) を配置しています。教員をはじめそれぞれの専門性を生かして、児童生徒支援を協働して進めています。また当センターにおいては、教育相談専門員 (1名)、心理相談員 (5名)、いのちと心サポート相談員 (1名)、教育相談員 (1名)、適応教室相談員 (2名)、適応教室指導員 (1名) を配置しています。相談業務やアウトリーチなど、多様なサポートニーズに即応できる体制の下で事業展開しています。

児童生徒、保護者から要請される様々な支援に対して、学校現場と当センターとが連携を図りながら、心に寄り添うきめ細やかな児童生徒のサポートを進めています。

2 児童生徒一人ひとりの心に寄り添うきめ細かなアプローチ

既存のサポート体制を軸にして、より効果的な連携を図りながら、子どもたちの自己有用感を豊かに膨らませるサポートの実現に向けた事業の推進を図ります。

(1) 学校内及び関係機関との連携強化によるサポート

SSWについては、社会福祉士の有資格者を増員して、福祉的視点からのアプローチを必要とする児童生徒及び家庭へサポートするために、学校内でのさらなる連携及び関係機関との効果的な連携を進めます。

(2) 心理相談体制の充実によるサポート

心理相談員を増員して、児童生徒、保護者及び教職員へのアウトリーチ (学校への相談員の派遣) によるサポート体制を充実させ、迅速に対応できる相談業務の拡充を進めます。

(3) 適応指導教室 (わかば教室) の充実によるサポート

適応教室相談員を増員して、児童生徒の居場所となり得る事業を展開していく中で、きめ細かいサポートの充実を進めます。

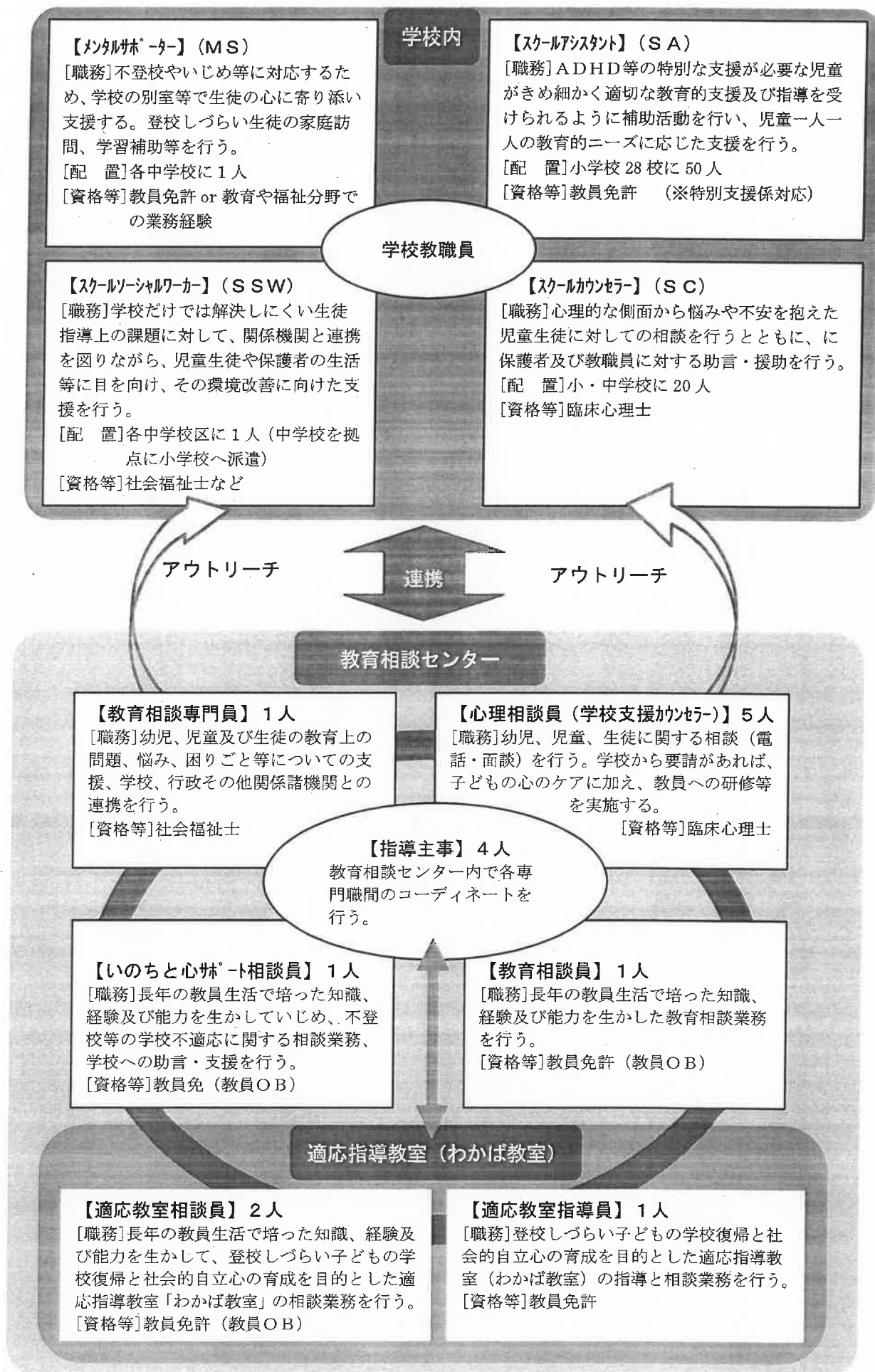
(4) 新型コロナウイルスに係る心理面でのサポート

休業措置に係るサポート体制の検証や支援を要する児童生徒への対応を巡り、時間の経過とともに児童生徒の心の在り様が様々な形で表面化してくることを想定したうえで、迅速で的確な寄り添いとなる組織的な機能の在り方を検証します。

3 今後の方向性について

各事業において、増員等人的体制の整備を進めたり、事業の質的向上を図ったりするなど、当センターに係る機能をより効果的に運用させ、さらに充実した児童生徒のサポートの具現化に向けて、人材の確保やサポートスタッフの配置方法等の見直しなど、持続可能な事業の展開を見越して、今後の方向性を精査・検証します。

令和2年度 加古川市の児童生徒サポート体制に係る人的リソース



ひょうご青少年憲章

いま、私たちは暮らしや社会のあり方が大きく移り変わる転換の時代にあります。先日の阪神・淡路大震災は、人と社会に何が必要なのかを改めて教えてくれました。

私たちは、これまでの自分の生き方を省みて人間生活の基本に立ち返り、自らを尊ぶと同時に、家庭や地域や国、そしてかけがえのない地球に生きる人間として、ひょうごの明日を担う青少年とともに、自信と夢と勇気をもって21世紀を築いていくことを誓い、この憲章を定めます。

- 1 自分を大切にし、自らを律し、行いに責任をもって生きていこう
- 2 ふれあいを深め、正義感をもち、社会を担う一人として生きていこう
- 3 人の痛みや喜びを感じあえる心をもって生きていこう
- 4 多様な人々の存在を受け入れ、ともに支えあって生きていこう
- 5 自然を愛し、生命を尊び、みえない世界にも襟を正して生きていこう
- 6 先人に学び、明日に夢をえがき、勇気をもって未来を拓いていこう

【平成12年3月制定 新兵庫県青少年憲章制定県民会議】

児 童 憲 章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を
確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる

児童は、社会の一員として重んぜられる

児童は、よい環境の中で育てられる

【昭和 26 年 5 月 5 日制定 児童憲章制定会議】

加 古 川 市 民 憲 章

わたくしたち加古川市民は

- 1 きまりを守り、明るいまちをつくりましょう。
- 1 文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう。
- 1 自然を愛し、美しい環境をつくりましょう。
- 1 健康で働き、しあわせな社会をつくりましょう。
- 1 愛情をもち、青少年の夢と希望を育てましょう。

【昭和 39 年 11 月 3 日 制定】